主 文

被告人を禁錮2年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(認定犯罪事実)

(証 拠)省略

(補足説明)

1 弁護人は、被告人の作業と本件火災事故との間の因果関係及び被告人の予見可能性を否定し、被告人には本件注意義務違反がない旨主張し、被告人は、捜査段階においては、その因果関係、注意義務違反をも含め自白していたものの、公判において、これらを否定し弁護人の主張に沿う供述をしているので、以下補足して説明を加える。

2 本件の注意義務について

(1) 関係各証拠によれば、前記基地内202倉庫(以下「本件倉庫」という)は、本件火災当時、倉庫として使用され、常駐する自衛隊員はいなかったこと、本件倉庫北東角区画は、本件火災当時補修工事中で各部屋とも電気器具類や暖房機器が設置されていない状態であり、その区画日室東側壁(以下「本件倉庫」という、格器であり、その区画日室東側壁(以下「本件倉庫」という、大学を表し、大学を表し、一方の大学を表し、大学を表し

(2) このような本件作業の性質、内壁の構造、作業場所の周囲の状況等に照らせば、前記バーナーの火炎が内壁や配管口内の可燃物に燃え移って火災となる危険性があったことは明らかである。

弁護人は、配管口内の木くずの存在を否定し、被告人も公判に至ってこれに沿う供述をするが、被告人の供述は捜査段階と変遷している上、その合理的な理由も説明されておらず信用しがたい。また、Cの供述によれば、穴を開けた際、そが窺った木くずをかき出したが、曲がり角の辺りには木くずが残っていたっとが窺った。上、Dの供述によれば、被告人は、前記作業中バーナーを止め、I室に赴いてる上、Dの供述によれば、被告人は、前記作業中が一大を使っていたらの切切れる上、Dの供述によれば、被告人は、前記作業中が上でである。介護には、「大を使っていたのである。介護人はこれらの供述の信用性の対したが、とは優に認定できるというべきである。介護人はこれらの供述の信用性分にである。方式の供述は、穴の屈折した形状や開けられた位置等に整合するのでいたがでである。また、Dの供述も、Dが被告人に言われたとおりトイレからバケツであっての供述も、Dが被告人に言われたとおりトイレのの外に止めてあったが、がに向けてかけているのみならず、被告人も本件倉庫の外に止めてあったが、がに対しているのみならず、被告人も本件倉庫の外に止めてあったが、方に対しているのから消火器を取って日室に戻り、配管口に向けて数秒程度消火剤を吹きかけ、バケ

ツの水をかけたDとともに、消火剤で部屋が真っ白になるまで消火作業をしているのであるから、これの行動に裏付けられたDの供述も十分信用でき、弁護人の主張は採用できない。

(3) 加えて、関係各証拠によれば、被告人は、昭和49年に社団法人日本工業技術振興協会からガス溶接技能講習修了証を受けるなどしたうえ、長年空調機の修理等に従事し、その間ガスバーナーを使用する機会も少なからずあったことが認めれる。しかも、アセチレンガスバーナーを使用した場合、その周辺の燃えやすい間がある。しかも、アセチレンガスバーナーを使用した場合、その周辺の燃えやすい質に引火し延焼することは通常ありうることであって、被告人においてもこれを十分を見し得たことはいうまでもない。そして、アセチレンガスバーナーを使用するにおりが入れていた。 防火シートで内壁を遮へいし、濡らした布を配管口においるといることは容易に実行可能であるとともに、これらの措置によりガスとしたの可燃物への引火・燃焼を未然に防止し得ることも容易に理解できるとかである。従って、被告人に判示のような業務上の注意義務があったことは十分情認することができる。

3 出火場所及び出火原因について

関係証拠によれば、H室東側壁付近外壁トタンのドリルにより開けられたと考えら れる穴の左右及びその上方の熱変色が著しいこと、自衛官EとDとがH室東側壁付 近から煙があがっているのを見ていること、被告人が自衛官Eに火が出ていること を指摘された当時も本件倉庫H室東側壁付近のトタンが変色していたこと,H室東 側壁の内部が燃焼していたこと、H室の天井の方が燃焼していたこと、本件火災直 前被告人がH室内でガスバーナーを使用していたこと、そのとき、被告人が穴内側でなにか光ったのを見たこと、当時H室内に収容されている物がなかったことなどが認められ、これらの事情を総合考慮すると、H室東側壁の配管口付近が出火場所 であると認められるところ、 H室東側壁付近には電気配線、ガス配線がないこと、 H室東側外壁トタンの金属部分に電気的に発熱したような跡がないこと、H室内に は電気器具類などはなかったこと、被告人のガスバーナー以外に当時作業していた D及び被告人が特別に出火原因となるような機材を使用していなかったこと、本件 倉庫が自衛隊敷地内であり、本件火災当時本件倉庫北東角区画には自衛隊員もいな かったことが認められる。これらの事情に照らせば、電気・ガスや電気器具類など による火災や第三者の放火・失火等を窺わせる事情は存しない。 前記のとおり、被告人は、本件火災発生直前にアセチレンガスバーナーをH室東側 壁配管口付近で使用していた上、前記のようにその火が切粉に引火したことを自認 する発言をして消火に努めていたのであるから、被告人自身バーナーの火が木くず など配管口周辺の可燃物に引火したものと認識していたものと推認できる。加え て、火災鑑定の専門家といえるFも被告人のガスバーナーの火が本件火災の原因と 判断できると証言しており、その推論過程等に疑問を抱かせる事情は見出せず、その判断は十分肯認することができる。

4 結論

以上検討のとおり、本件火災の出火原因は被告人のガスバーナーであり、被告人が前記のような引火防止の措置を怠ったままガスバーナーによる作業を続けたためその火がH室東側壁の配管口周辺の可燃物に引火し、本件倉庫が全焼したものと認められる。したがって、被告人に判示の業務上の注意義務違反があったものと認めることができる。

(法令の適用)

被告人の判示所為は、刑法117条の2前段(116条1項,108条)に該当するところ、所定刑中禁錮刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を禁錮2年に処し、後記情状により同法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予することとし、訴訟費用については、刑事訴訟法181条1項本文により全部これを被告人に負担させることとする。

(量刑の事情)

本件は、倉庫内の空調機設置工事にあたり失火により倉庫を全焼させたという事案であるが、可燃物のある室内で火気を用いる以上防火措置を講じるのは当然といえる上、被告人は、長年空調機関係の工事等に従事している業者であり、アセチレンガスバーナー等の火気取扱いの知識も十分にあったのであるから、適切な防火措置の必要性に容易に気付き得る立場にあり、かつ、本件防火措置は容易に実施可能であったのであるから、これを怠った過失は軽視できない。また、生じた火災は発生から鎮火まで約17時間もかかるほどのもので、近隣住民にも不安や恐怖感を抱か

せたとともに、高額の機器などが存在した木造平家建倉庫を全焼させているのであって結果は重大といわざるを得ない。このような事情を考えると、被告人の刑事責任は軽いとはいえないが、本件過失の内容・性質が悪質とはいえないこと、本件倉庫は既に老朽化していたこと、建物本体を除いた損害分については、海上自衛隊 a 航空基地隊とB株式会社との間で示談が成立していること、被告人には罰金前科 1 犯があるだけであること、被告人の年齢、家庭状況など、被告人のために斟酌すべき事情も認められるので、これらの事情等を総合考慮し、主文のとおり科刑してその罪責と明確にした上その刑の執行を猶予するのを相当と判断した。

(公判出席) 検察官 片野真紀 私選弁護人 寺島秀昭,森本哲也

(求刑一禁錮2年) 平成14年3月20日 横浜地方裁判所第4刑事部4係

裁判官 廣瀬健二二